伊那谷アグリイノベーション推進機構規約

第１章　総則

（名称）
第１条　本組織は、伊那谷アグリイノベーション推進機構（以下「機構」）という。

（目的）
第２条　機構は、信州大学農学部を中心とした伊那谷に位置する大学等教育機関並びに試験研究機関の知財を活用した産学官連携により、地域の農林畜産業、食品産業及び関連産業を活性化する信州モデルを創造し、これらの発信により、豊かな健康長寿社会の構築のために貢献することを目的とする。

（事業）
第３条　機構は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）　大学等教育機関並びに試験研究機関の有する研究シーズと企業並びに行政機関におけるニーズのマッチング
（２）　共同研究や受託研究のコーディネート
（３）　講演会及びシンポジウムの開催、技術相談並びに人材の育成
（４）　アグリイノベーションに関する情報の提供
（５）　中・長期ビジョンの策定と展開
（６）　その他必要と認める事業

第２章　組織の構成

（会員）
第４条　機構の会員は、長野県内に事業所を置く企業、団体、県・市町村等の行政機関及び大学等教育機関並びに試験研究機関とする。
２　前項の規定に関わらず、本会の趣旨に賛同する個人は、会員として加えることができる。

（入会、退会）
第５条　入会及び退会を希望するものは、書面により届け出るものとする。
２　入会については、理事会の承認を得るものとする。ただし、退会は、理事会に報告するものとする。

（会員の権利）
第６条　会員は、機構が主催又は共催する事業に参加することができる。

（役員）
第７条　機構に、次の役員を置く。
（１）　理事　15 名以内
（２）　監事　２名
２　理事は、この規約の定め及び総会の議決に基づき、機構の業務を執行するものとし、理事会において選任し、総会で承認する。
３　理事のうち、１名を機構長、５名以内を副機構長、１名を専務理事とし、理事からの互選とする。
（１）　機構長は、機構を代表し、機構の行う事業を総理する。

（２） 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときはその職務を代行する。
（３） 専務理事は、機構長、副機構長と協力して機構の企画、運営を行う。
４　監事は、会計監査を行うものとし、会員の中から機構長が指名する。
５　役員の任期は、就任後２年以内に終了する会計年度のうち最終の会計年度に関する収支決算承認が行われる総会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、役員のうち機構長の任期は１期２年とし、２期４年までとする。なお、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。
６　役員は、無報酬とする。

（顧問）
第７条の２　機構に、顧問（若干名）を置く。
２　顧問は、機構の相談を受け、意見を述べるものとし、機構長が指名する。
３　顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。
４　第７条第５項及び第６項の規定は、顧問について準用する。

（事務局）
第８条　機構の事務局は、長野県上伊那郡南箕輪村 8304 信州大学農学部内に置く。
２　事務局員は、関係機関からの推薦に基づき、機構長が任命する。

第３章　会議

（会議）
第９条　会議は、理事会と総会とする。
２　会議は、機構長がこれを招集し議長となる。

（理事会）
第 10 条　理事会は、監事を除く役員を持って構成し、次に掲げる事項について議決する。
（１） 事業計画、予算案、運営、実施等
（２） 会開催に関する事項
（３） その他必要な事項

２　理事会は、委任状を含めて３分の２以上の出席により成立する。議決は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、顧問が出席している場合、出席顧問は議決に加わる権利を有しない。

（総会）
第 11 条　総会は、毎年１回以上開催する。
２　総会は、委任状を含めて会員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、個人会員は議決に加わる権利を有しない。
３　総会は、事業計画、収支予算、事業報告・収支決算の承認及びその他重要な事項について議決する。

第４章　会計

（会費）
第 12 条　会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
２　入会における会費の納入は年額とし、年度途中の退会においても会費は返納しない。ただし、年度途中の入会時の会費は、年額を４期に分け、残りの期数により納入するものとする。

（会計）
第 13 条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日とする。
２　機構の運営は、会費及びその他の収入によって行う。
３　会計の管理は、事務局で行う。

第５章　補則

（その他）
第 14 条　本規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則
　この規約は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。ただし、第 12 条は、平成 26 年度から適用する。

附則
　この規約は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

附則
　この規約は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附則
　この規約は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附則
　この規約は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附則
　この規約は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

附則
　この規約は、令和 8 年 5 月 29 日から施行する。

伊那谷アグリイノベーション推進機構規約第12条で定める年会費

会員の区分	年会費の額（円）	備考
企業、市町村、団体	20,000	４期（１期@5,000）
個人	2,000	４期（１期　@500）
大学等教育機関、試験研究機関、長野県はこの限りでない。		